

# わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所  
わだち 第31号  
2015年 夏号

---

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ 入所ごあいさつ	林 醇	3
▶ 新人紹介	上杉 将文	4
	細川 敬章	6
▶ 公益法人の認可を受けて	山田 庸男	8
▶ 税理士に聴く	齋藤 謙	9
▶ 京都事務所だより	中世古裕之	10
▶ 裁判員制度って何?(後編)	松尾 友寛	10
▶ 東京事務所だより	林 友宏	11
▶ 長所と短所よく考えて 定額残業代	二宮 誠行	12
▶ 会社法改正 — 5月から	三好 吉安	14
▶ 民法改正法案	稲吉 大輔	16
▶ 知財コーナー	犬飼 一博	19
▶ マイナンバー制度 来年1月から	松嶋 依子	20
▶ 近時の注目判例	飯田 亮真	23
▶ 留学のご挨拶	渡部真樹子	24
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	24

---



# 暑中お見舞い申し上げます。

皆様いかがお過ごしでしょうか。平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

## 1 最近の社会情勢

さて、アベノミクスの影響なのか、大企業が空前の利益を計上し、株価も2万円の大台に乗り、新卒の就職率も好調と新聞紙上では景気回復の軌道にのったかのように活字が躍っていますが、私たちの身近で景気回復を実感することは殆どありません。生活保護受給者は増加の二途を辿っており、3人に1人は非正規雇用者で雇用が安定せず、貧困率はOECD諸国の中で最悪と、実態として未だに将来への閉塞感はぬぐえない状況です。このような世相の反映なのか、今年に入り、世の中では、これまでと少し違った動きが始まっているように思います。

今春、大阪では橋下市長率いる維新の会が提唱する大阪都構想の是非を問う住民投票が行われましたが、僅差で否決されました。まさに、大阪を二分した白熱した住民投票で、メディアでも最後まで予測ができなかった珍しい投票でした。

この年代別の分析では、若年層は賛成が多く、年齢層が高くなるほど反対が多かったようです。

若年層は日常の生活での不安から、現在の日本に閉塞感を感じ、変革を望んでいる

のかもしれない。選挙権を20歳以上から18歳以上に引き上げる法案が成立したのも、変化を望む若者を取り込みたいという政治的な動きだったのかもしれない。

他方で、6月には集団的自衛権に関する安保法制について、国会に招かれた憲法学者が、政府見解とは逆に、軒並み違憲であると唱え、自民党内でも戦争体験者の長老議員の中には、性急に結論を急ぐべきではないと慎重論が出る等して、法案審議に大きな影響を及ぼしました。

変革は必要でしょうが、戦争をしないとの誓いも我が国が世界に誇るべきものだと思います。このような重要な事項について、これまでの方針を転換するかどうかにあたっては、拙速に過ぎたり、情緒的な判断に陥ってはならず、民主的プロセスが必要であろうと思います。民主主義は素晴らしい制度ですが、民主主義を有効に機能させるためには、国民全体が、重要な事項について腰を据えて議論を深められる社会であることが必要のように思います。

## 2 最近の法律問題の傾向

また、「ブラック企業」「ワーキングプア」等の単語で表される労働環境の悪化の一方で、景気回復、少子化による労働力需要の高まりという一見相反する現象があり、結果として労働者の権利意識が高まり、企業

に対する未払残業代請求や労働災害における企業の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求事件など、労働事件が多くなっているように思います。

また、昨年の会社法改正で、上場企業は社外取締役の選任が事実上強制されるようになり、最近では東京証券取引所が、上場企業が企業から独立した独立役員を2名以上選任することをルール化するなど、コーポレートガバナンスの強化が喫緊の課題となつていきます。

企業の皆様には、これまで以上に、紛争の未然防止や内部統制の観点からの社内体制構築に早期に取り組まれることをお勧めしたいと思っています。

また、現在120年ぶりの大改正と話題となつている民法の財産法の改正案が国会に提出されました。施行までには今しばらく時間があるようですが、当事務所としても、この改正法対応のお手伝いをはじめさせていただきます。

## 3 当事務所の状況

### 多様な展開を求めて

大阪事務所では、6月下旬から渡部真樹子弁護士が、米国のデューク大学のロースクールに留学いたしました。卒業後も1年程度東アジアで研修する予定です。帰国の暁には、留学で培った経験を大いに発揮し



弁護士 剛 大森

てくれるものと期待しています。

また、7月から山田弁護士と同期の林諄弁護士を迎えました。林弁護士は、裁判官を40年あまり勤め、高松高裁長官を最後に退官し、京都大学法科大学院で教鞭をとっていましたが、今回縁があり、当事務所に客員弁護士として参加することになりました。

東京事務所も開所以来4年を経過し、比較的順調に推移していると思いますが、さらなる飛躍のためには一層の専門性と国際性を備え、スピード感を持ったサービスが必要と考えております。今年5月には、大手事務所勤務し事業再生やM&Aを専門に活動し、企業再生支援機構にも在籍経験のある細川敬章弁護士を迎えました。細川弁護士はこれまでの専門性を活かしつつも、一般民事事件等、弁護士の原点とも言える仕事にも意欲的に取り組んでおり、東京事務所としても貴重な戦力としてますます活躍を期待しています。

昨年10月に新設した京都事務所においても、まだまだ種まきの段階ではあるものの、皆様のご支援の結果、いろいろなところで芽を吹き始めていると実感しています。今後も焦ることなく、地元密着型の事務所を目指して歩んでいきたいと考えています。

われわれ弁護士業界も自らの変革が求められる時代に突入しているとの感を強く持ちます。変動する社会環境をもにらみつつ、いたずらに拙速に陥らぬよう、足下をしっかりと固めつつ、皆様に頼りにされるような事務所を目指し、今後に向けた次の一手を打っていききたいと思っています。

引き続きなにとぞよろしく願います。



# 公益法人の 認可を受けて



公益財団法人  
梅ヶ枝中央きずな基金  
代表理事  
山田 庸男

## 1. 公益法人として

### さらに飛躍を

本年4月1日から公益財団法人梅ヶ枝中央きずな基金として、さらに事業の拡大のためのスタートに立つことになりました。

本年3月27日には支援対象の子どもと保護者を大阪弁護士会に招待し、ガンバ大阪の丹羽大輝選手をゲストスピーカーに招いて第2回交流会を開催しました。丹羽選手は、日本代表にもなっていますが、彼が何よりも強調していたのはあいさつの重要性で、スポーツの世界では当たり前ですが、人間性の陶冶のためにも習慣づけることが大事であるということでした。

当日は、学生のサポーターや基金の事務局の弁護士等を含め90名近くが参加し、その場で、中学3年生と高校3年生の卒業と進学を祝福すると共に、お祝い品を贈り、出席者みんなで激励をしました。高校3年生の卒業生には神大、阪大、大阪市大、大教大などの国公立の大学に進学する子どもたちもいて、卒業生一人一人に温かい拍手が送られました。卒業生の中には、この基金の支援で学習塾に通えたから志望校に合

格したとお礼を言う子どももいて、心からこの基金を立ち上げて良かったと実感しました。

今回の交流会が2回目ということもあり、子どもたちはもちろん、保護者同士もすでに顔なじみとなり、別れ際には携帯番号やメルアドを交換するなど、ともしれば社会で孤独になりがちなひとり親家庭が連帯の輪を拡げつつある姿をみて心が熱くなり感動しました。

このように14名の高校卒業生を送り出す一方、本年3月には新たな支援対象者の募集を行い、37名の申込者の中から15名を支援することに決定しました。その結果、本年4月から45名を支援することになり、約1700万円の支援金を給付しました。子どもたちの、この1年の更なる成長に期待をしています。

## 2. さらに支援の輪を 拡げるために

「ひとり親家庭の子どもたちに学びの支援を」のスローガンの下で、これまで理事、評議員、梅ヶ枝中央法律事務所の事務局、

大阪弁護士会の子どもの権利委員会の中堅弁護士等に、ボランティア活動として審査手続等のお手伝いをしてもらってきました。しかし、事業の永続や拡大のためには事務局の専従化や日当の確保など、運営経費の増大が避けられませんし、現在40名から50名の支援枠をさらに拡げて、少しでも多くの子どもに教育の機会の平等を図り、格差の連鎖を食い止めるためには、より多く

の資金を必要とします。幸い、昨年度は多くの企業や個人から合計約517万円の寄付金を受けることができましたが、公益法人化を機に税額の優遇措置が受けられることから、より多くの企業や個人の方々の理解を得て支援の輪が拡がることを期待しています。「競争」より「共生」の社会を目指したいと思います。

大阪 2015年(平成27年)4月2日(木) 毎日  
経済的に苦しいひとり親家庭の中高生の学習やスポーツ活動を支援する公益財団法人「梅ヶ枝中央きずな基金(きずな基金)」から給付を受ける生徒の交流会が大阪市北区であった。保護者が高校、大学への進学が決まった生徒を祝ったほか、Jリーグ・ガンバ大阪の丹羽大輝選手(29)がゲストとして駆けつけ、「周囲への感謝の気持ちがあれば、チャンスは広がると語りかけた。きずな基金は、ひと

## 困窮家庭の生徒交流

### きずな基金受給者 ガンバ選手も激励

大阪・北区 交流会は同じ境遇で勉強などに励む生徒、親同士につながりを深めてもらおうと企画した。代表理事の山田弁護士は「心の貧しい人間にならず、大事なものは何か見極めてほしい」と激励した。きずな基金(06・6364・2802)は、364・2802は、趣旨に賛同する市民が

ら寄付を募っている。ホームページは<http://www.kizuna-fund.jp/>で、山田弁護士は「支援を受けた生徒が社会に出た後、支援する側に回り、輪が広がっていく。」と話している。【堀江拓哉】

2015年(平成24年)4月2日(木) 毎日新聞掲載





昨今の税制改正では、景気拡大のための税制がいくつも導入されています。その一方で、納税者が所有する資産を適正に把握していこうという改正も存在します。

従来、納税者が提出すべき書類として、財産債務明細書と、国外財産調書という書類がありましたが、平成 27 年度税制改正により、財産債務明細書が廃止され、財産債務調書が創設されました。

今回は、新しく出来た財産債務調書がどのようなものであるかを見て行きたいと思います。

## 1. 財産債務明細書

平成 26 年度分までの所得税確定申告については、これを提出すべき者は、その年の所得金額の合計額が 2,000 万円を超える場合には、確定申告書の提出の際、財産債務明細書を提出しなければならないとされていました。財産債務明細書とは、その方が有する財産の種類・数・価額及び債務の金額などを記載する明細書です。

原則として国外財産についても記載することとなり、その個人の一定金額以上の財産及び債務はすべて記載することとなります。事業用の資産などは、この明細書でなくとも貸借対照表上の資産という形で決算書に記載されますが、この明細書には、事業用の資産以外についても記載をすることとなります。従って、適切に記入されていれば、この明細書を見ればその提出者の主だった財産がすべて把握できるというものです。

なお、提出義務者の要件は、所得金額の合計額が 2,000 万円以上という要件のみであったため、その年の所得が低ければ、資産家であっても提出義務はありませんでした。

また、所得税法上、この明細書を提出しなかった場合や、不適切な記載をしていた場合の具体的な罰則規定はありませんでした。

## 2. 国外財産調書

国外財産調書とは、提出者の氏名・住所（又は居所）、国外財産の種類・数量・価額等を記載した調書で、この制度は、平成 24 年度の税制改正時に創設された制度です。

居住者（非永住者を除きます。平たく言えば、ずっと日本に住んでいる人です。）は、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する場合には、国外財産調書を提出しなければならないとされています。なお、この提出義務にはその者の所得金額は関係ありません。

国外財産調書には罰則規定が設けられています。

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合や、正当な

理由なく提出期限までに提出しなかった場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処するとされています（不提出については情状による刑の免除あり）。また、後日所得税又は相続税の申告漏れ等があった場合に、この国外財産調書に記載がある部分については所得税、相続税に係る過少申告加算税等の税率が 5% 軽減され、国外財産調書の提出が無ければ一定の所得税に係る過少申告加算税等の税率が 5% 加重されます。

## 3. 財産債務調書

左記 1. の財産債務明細書は廃止され、平成 28 年 1 月 1 日以後に所得税の確定申告書を提出すべき者は、その年分の「所得金額の合計額が 2,000 万円を超え」、かつ、「総資産 3 億円以上又は有価証券等 1 億円以上」である場合には財産債務調書を提出しなければならないこととされました。

財産債務調書とは、提出者の氏名・住所（又は居所）、個人番号（いわゆる「マイナンバー」）、財産の種類・数量・価額等及び債務の金額等を記載した調書のことです。

財産債務明細書においては、提出しなかった場合の罰則規定がありませんでしたが、この財産債務調書は、不提出そのものについての直接的な罰則規定は存在しませんが、インセンティブ措置が導入されました。

後日、所得税又は相続税の申告漏れ等があった場合に、この財産債務調書に記載がある部分については所得税、相続税に係る過少申告加算税等の税率が 5% 軽減され、財産債務調書の不提出、記載不備に係る部分については所得税に係る過少申告加算税等の税率が 5% 加重されます。

財産債務調書では、提出義務者の要件に「総資産 3 億円以上又は有価証券等 1 億円以上」が加わったため、提出義務者の範囲は財産債務明細書に比べて狭くなったといえます。

しかし提出義務者に該当した場合には、正確な記載をしておかなければ将来不利益をこうむる可能性があります。

平成 24 年度税制改正で創設された国外財産調書、今回の財産債務調書、さらにマイナンバー制度などにより、国の徴税力は強化されたといったら良いのではないのでしょうか。

（本稿は「財産債務調書」のポイントを分かり易く解説したものです。意思決定にあたっては必ず専門家に個別具体的にご相談ください。）

日本経営グループ 税理士法人 日本経営

TEL 06-6868-1351（担当：齋藤）

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、  
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など



# 京都事務所

## 便り



弁護士  
中世古 裕之

昨年10月の京都事務所開設後、少しずつ地元のお客様に新事務所の存在を認知して頂く努力を重ねております。

また、大阪や東京のお客様さまともテレビ会議システムを使い、可能な限りフェイス・トゥ・フェイスの仕事を中心がけています。京都を拠点とする事務所ではありませんが、京都に限らず広く多方面の仕事を手がけております。

開設後の受任案件のうちのいくつかをご紹介します。企業案件では、数店舗を展開するサービス業の企業様から、新規店舗展開を進めるうえで必要な契約関係の整備についてのご相談いただき、そのサポートを進めさせていただいております。

また従前の顧問先の外食産業の企業様からも、同社の海外進出にあたり、現地企業との合併関係や食材の海外調達に関する委託関係に関するサポートの依頼を受け、当事務所の渉外部門とともに進めております。個人の案件では、あるマンションの複数の住民様から、隣地に新築されるマンションに伴う日照問題や騒音、プライバシーの保護等に関する調停事案の対処のご依頼を頂き、実際に現地へ赴いて住民の方々と協

議を行って、相手方デベロッパに対する補償や目隠し・防音・防犯壁の設置などの要望事項を検討しています。また、高齢化社会を反映してか、相続に関連する遺産分割や成年後見に関する相談をいくつか受任させていただきました。

知財関連では、従業員が職務に基づき開発した発明について会社がその特許権を保有した場合に、法律上認められている従業員の会社に対する職務発明の対価請求に関する裁判を進めています。職務発明については、ある企業がM&Aで新たに子会社を傘下に収めた際の、子会社の発明に関する職務発明規程の整備作業もサポートさせていただいております。

ここで改めて京都事務所の立地などについてご説明致します。

京都事務所は京都のオフィス街の中心地といえる場所にあり、地下鉄四条駅、阪急烏丸駅から徒歩約1〜2分、駅からほぼ雨に濡れることなく往来できる交通至便な場所にあります。大阪や尼崎、西宮、神戸からでも比較的便利にお越しいただけると思います。

13階建という京都駅以北では比較的高層のビルの10階にある事務所の南窓からは、

京都タワーを望むことができます。その少し手前には東本願寺の阿弥陀堂や御影堂があります。

京都事務所の住所は、所在するビルの表記に従い「京都市下京区室町通綾小路上の鶏鉾町480」と記載しております。ご存知の通り京都の街中の住所は、町名である「鶏鉾町」のほかに、通り名の「室町通」（南北の通り）「綾小路」（東西の通り）を記載し、その交差点から「上る」あるいは「下る」、「西入る」「東入る」などと表記するのが慣例になっています。これによって、京都の通り名を頭に入れておくだけで、町名は知らなくても大体の所在地がわかるという仕組みです。昔の人が作り出した一種のナビゲーションシステムでしょうか。

ちなみに、当事務所は地理的には「綾小路通」よりも一筋北側にある「四条通」の方が近いのですが、そのルートの場合、「(室町通) 四条下る」となるので、商売にとつてはあまり縁起が良くないということで、あえて遠回りですが「(室町通) 綾小路上」と表記しているそうです。開所祝いの時にお越しいただいた京都のお客様から教えていただきました。

次に、「鶏鉾町」ですが、祇園祭の山鉾の一つである「鶏鉾」のある「ほこまち」です。山鉾巡行やその前の宵山、宵々山、あるいは鉾立て、山鉾の曳き初めといった各種行事はご存知の方も多いと思います。7月1日から1か月間にかけて行われる一大祭事です。せっかくのご縁でもあり、何かしら鶏鉾や祇園祭のお役にも立てることがあればと考えています。引き続き宜しくお願い申し上げます。

## 裁判員制度

### って何?

後編



弁護士  
松尾 友寛

梅雨入り後間もない6月初旬、Aさんが再び事務所にお越しになりました。

### 1 裁判員の選任手続について

A…私宛に、裁判所から、「呼出状」が届きました。どうしたらいいでしょうか。

弁…裁判所で開かれる裁判員選任手続に参加して下さい。呼出状には、Aさんが裁判員に選ばれた場合に、裁判に参加して頂く日も書かれています。

A…：欠席してもいいのでしょうか。

弁…：正当な理由もなく出頭しなかった場合は10万円以下の過料が課せられます。呼出状に同封されていた「質問票」に回答を記載して事前に提出して下さい。

A…：分かりました。選任手続では何が行われるのですか。

弁…：裁判員候補者に対し、被告人の氏名、事件の概要、罪名などの



# 東京事務所

## だより



弁護士 林 友宏

東京事務所が平成23年3月に開設されて5年目を迎えました。

弁護士3人、事務員2人という開設当時の倍以上（笑）の人員で、執務を行うまでに至っております。執務スペースも開設時よりも増床し、現在、開設当時の約2倍の広さとなっております。

まず、平成25年には、海外の留学から帰ってきた河合順子弁護士が東京事務所へ合流し、弁護士複数人体制となりました。そして、本年5月、細川敬章弁護士が東京事務所へ参画しました。細川弁護士は大手事務所勤務歴10年以上のキャリアを有し、倒産事件を多数手がけていたこともあり、東京事務所の倒産部門が格段に強化されたと思っております。私もさっそく細川弁護士と一緒に破産管財事件を担当することになり、倒産案件の大手事務所仕込みのノウハウを学んでおります。

私は、開設当時の状況を直接経験しているだけに、この4年余りでの東京事務所の成長ぶりにはとても驚いています。最近、特に感じるのは、体制や執務スペースの拡充により、柔軟な業務対応が可能になってきたということです。開設当時は、弁護士は私1人で、M&Aに伴う法的リスクを分析・検討する法務監査や、争点が多岐に渡る複

雑な案件などのように、弁護士1人では対応が難しい案件については、大阪事務所の弁護士に応援を頼んで対応していました。

しかしながら、東京事務所の拡充に伴い、ほぼ全てのご依頼に対して、東京事務所だけの対応が可能となっております。すでに、関東地方の会社を対象とするM&Aの法務監査や東京地方裁判所に係属する大型の訴訟などについて、東京事務所河合弁護士とともにチームを組んで対応しています。先日、ある依頼者から具体的な日時と場所を指定された法律相談のご依頼があり、私が別件の予定があつて対応できなかったものの、細川弁護士が予定を調整して急遽、私の代わりに対応させて頂いたということがあります。弁護士が複数いることの有り難みと依頼者のニーズに対応することができた満足感を味わった次第です。

他方で、東京事務所は、大阪事務所、京都事務所とも連携をとっています。先日、東京のある会社から、関西の裁判所に係属した裁判のご依頼をいただきました。この事件については、東京事務所が会社の担当者の方と私が打合せをするともに、大阪事務所の弁護士もテレビ会議でその打合せに同席し、裁判期日には、大阪事務所の弁護士が出頭するという対応をしました。依

頼者の方からみれば、東京に居ながら大阪の裁判所での裁判に対応でき、交通費や日当といったコストを節約できるといったメリットがあります。当事務所の魅力の1つとしては、このような複数の弁護士によるご依頼への対応が挙げられます。

今後も、大阪、京都の各事務所と連携を図る一方で、東京事務所としても、さらに飛躍できるように日々の仕事に精神的に取り組むとともに、研鑽に努めたいと考えています。

ここからは、少しプライベートな話題になります。最近、マスコミに特集が組まれるほどマラソンがブームとなっております。私も、体型に似合わず、このブームに乗って去年からマラソンを始めました。すでにフルマラソンにも何度か挑戦しており、タイムは4時間前後といったところをウロウロしています。マラソンを始めたことで、仕事の上でも良いことがありました。依頼者の方との打合せで、本題に入る前にマラソンの話で盛り上がり、そのままスムーズに打ち合わせが進んだり、マラソンの練習で知り合った方から事件のご紹介を頂いたりしました。これからも、運動不足解消のために継続的にランニングができればと思います。

説明や検察官、弁護人の紹介があります。また、選任手続き当日の「質問票」を作成して頂きます。

**A**…当日の質問票で、何が質問されるのですか。

**弁**…不公平な裁判をするおそれの有无について質問されます。

**A**…質問票の回答に関して直接質問されることはないのですか。

**弁**「質問手続」という手続が行われ、裁判長が、事前に提出された質問票と当日に提出された質問票とに基づいて質問し、裁判員候補者に辞退事由があるか、不公平な裁判をするおそれがないかを確認します。

**A**…辞退の理由を裁判長に説明することができませんか。

**弁**…できます。具体的にお話しして下さい。この質問手続の後、辞退を認めるかどうか等について決定がなされます。

**A**…裁判員はどのようにして選ばれるのですか。

**弁**…辞退者や不適格者を除く候補者からくじ引きで選ばれます。

**A**…どのくらいの確率で選ばれるのですか。

**弁**…約8700人に1人の確率といわれています。

## 2 裁判員の職務について

**A**…そもそも裁判員は何をするのでしょうか。



# 長所と短所よく考えて

# 定額残業代



弁護士  
二宮 誠 行

## 1 法定労働時間と時間外

労働基準法は、1日8時間、1週間40時間を法定労働時間と定め、使用者は、労働者に、これを超えて労働をさせてはならないと規定しています（32条1項、2項）。

ただし、使用者と労働組合（労働組合がない場合は労働者代表）との間で、法定労働時間を超えて労働させることができる旨の書面による協定（いわゆる「36協定」）が成立している場合は、法定労働時間を超えて労働させることが許されます。しかしその場合であっても、使用者は、労働者が法定労働時間を超えて労働（つまり「残業」）した部分については、基本額の25%の割増賃金を支払わなければなりません（37条）。

## 2 定額残業代の概要

近時、使用者である会社が、従業員（または「元従業員」）から未払の残業代の請求を受けるケースが増えています。かつては「サービス残業」を当たり前と受け入れていた日本社会に労働法の知識が浸透し、労働者にも権利意識が芽生えてきたことを示しているものと思われます。

このことは、会社側からすれば、突然多額の残業代の支払いを強いられることを意味しています。

また、このような経済的負担以外にも、会社側では、毎月、複数の従業員が何時間残業をしたかを正確にカウントし、残業代計算を行わなければならない、そのためには相当の事務負担を要します。

そこで、これらの負担を回避するため、一定の時間までの残業手当については基本給等に含むとするという扱いを選択することが考えられます。

これが「定額残業代」（「固定残業手当」、「みなし残業手当」などとも呼ばれます）です。たとえば次のようなケースが考えられます。

I 基本給30万円のうち、20万円は通常の労働の対価とし、残りの10万円は20時間分の残業代に相当するものとして、20時間までの残業については残業代を支払わない扱いとする場合。

II 基本給30万円とは別に、「営業手当」、「役職手当」その他各種手当の名目で一定額を支給することで、一定時間を超えない（または一切の）残業代を支払わない扱いとする場合。

## 3 メリットと問題点

定額残業代制度を取った場合のメリットは、まず、会社側として、細かな残業代計算から開放される点が挙げられます。

労働者側としては、実際の残業時間が定め

られた一定の時間に満たない場合でも同一の賃金が支給されるという点が挙げられます。

このような定額残業代制度も、適正に運用されているのであれば、残業代の支払方法として有効なものと認められています。しかし、実際に定額残業代制度を採用している会社の運用状況を見ると、必ずしも適正に運用されているものばかりとはいえないため、定額残業代制度が無条件に有効であると考えるのは尚早です。

たとえば、定額残業代制度を採用している会社の中には、残業代の請求を免れることを目的として、実際には定められた一定の時間を超える残業が生じているにもかかわらず、定額残業代が支給されていることを理由として、労働基準法が定める残業代の支給に際しないような事案が見られます。それでは、どのような場合に定額残業代制度は有効なものと認められるのでしょうか。

ここでは、基本給の中に定額残業代部分を組み込んで支給する場合（前述の例I）と、基本給とは別の支払われる各種手当が一定の時間分の残業代に代えて支払われる場合（前述の例II）とに分けて説明することとします。

## 4 Iの事例についての検討

まず、基本給の中に定額残業代部分を組み込んで支給する場合についてです。

この点に関し、最高裁判所は、昭和63年7月14日判決において、(一)基本給のうち定額残業代に当たる部分を明確に区別して合意し、かつ、(二)労働基準法所定の計算方法による額がその額を上回る場合はその差額を当該賃金の支払期に支払うことを合意した場合には、その定額残業代分を当該月の時間

弁…大きく分けて、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べることで、判決宣告に立ち会うことの3つです。

A…法廷の審理では何が行われるのですか。

弁…検察官が提出した「起訴状」記載の犯罪行為を被告人が行ったかどうかを判断するために、検察官と弁護人が請求した証拠の取り調べが行われます。証拠とは書類、凶器などの証拠物、証人や被告人の証言です。殺人事件では、傷の状態や犯行の残虐性等を証明するためにご遺体の写真が証拠として取り調べられることがあります。裁判員に負担のない方法で取り調べがなされるよう工夫がなされています。

A…少し安心しました。証人や被告人が法廷で話をする時に裁判員は質問ができるのですか。

弁…できます。積極的にしてください。A…法廷での証拠の取り調べの後の評議はどのように行われるのですか。

弁…裁判員が分かりやすく評議を整理し、発言を促しますので、証拠に基づき、被告人は有罪か、有罪の場合はどのような刑を科すかについて、自由に意見を述べて下さい。

A…意見がまとまらない場合は？  
弁…多数決で決定されます。



外手当（残業手当）の全部又は一部とするこ  
とができる旨判示しました（小里機材事件）。

更に、最高裁判所平成24年3月8日判決  
でも、同様に、支給額のうち通常の労働の  
対価の部分と残業代部分とが明確に判別で  
きることが必要であると判示されています

が、同判決における櫻井裁判官の補足意見  
では、「便宜的に毎月の給与の中にあらか  
じめ一定時間（例えば10時間分）の残業手  
当が算入されているものとして給与が支払  
われている事例もみられるが、その場合は、  
その旨が雇用契約上も明確にされていない  
ればならないと同時に支給時に支給対象の  
時間外労働の時間数と残業手当の額が労働  
者に明示されていなければならぬであろ  
う。さらには10時間を超えて残業が行われ  
た場合には当然その所定の支給日に別途上  
乗せして残業手当を支給する旨もあらかじ  
め明らかにされていなければならぬと解  
すべきと思われる。」と述べられています。

これら最高裁判所の解釈を前提とすれば、  
定額残業代制度を導入するためには、少なく  
とも以下の点をクリアしておく必要があります。

- ① 賃金に含まれる定額残業代部分を明確  
にし、それが何時間分の残業代にあたる  
のかを就業規則、労働契約書に明示する
- ② 実際の残業時間が定額残業代の対象と  
なる時間を超える場合は、その差額に相  
当する残業代を支払うことを就業規則、  
労働契約書に明示する
- ③ 前記①、②が既存の賃金額の中で行わ  
れる（例えば、従来賃金額が30万円のと  
ころを、うち10万円を定額残業代である  
と定める場合）のであれば、在籍してい  
る労働者からすれば不利益変更となるた

め、個々に合意を締結する

④ 賃金支給時に、時間外労働の時間数と  
残業手当の額を明示する

※ なお、当然のことながら、賃金のうち  
定額残業代部分を除いた基本給額が最低  
賃金を下回らないことが必要です。

## 5 IIの事例についての検討

次に、基本給とは別に支払われる各種手  
当が一定の時間分の残業代に代えて支払わ  
れる場合についてですが、例えば、就業規  
則において、「営業手当」や「精勤手当」を  
支給している場合、時間外手当は支給しな  
いものと定めている場合がこれにあたります。

この点に関し、下級審ではありますが、  
東京地裁平成24年6月29日判決は、「他手当  
の名目による、定額残業代（割増賃金）の  
支払が許されるためには、(1)実質的にみて、  
当該手当が時間外労働の対価としての性格  
を有しており（以下「第1の条件」という。）、  
かつ、(2)当該定額（固定額）が労基法所定  
の計算方法による額を下回るときは、その  
差額を当該賃金の支払時期に精算するとい  
う合意が存在するか、あるいは少なくとも、  
そうした取扱いが確立していること（以下  
「第2の条件」という。）が必要不可欠であ  
ると解され、したがってまた、これらの2  
条件を満たす場合に限り、本件営業手当を  
もって時間外労働手当として取り扱うこと  
が許されるものというべきである」。

そのうえで、第1の条件についての「対  
価性の判断は、当該手当が（「a」）時  
間外労働に従事した従業員だけを対象に、  
（「b」）それらの従業員全員に対し例外なく  
支給されることが予定されているか、また

（「2」）時間外労働の対価以外に合理的な支  
給根拠（支給の趣旨・目的）を見出すこと  
が可能か否かという2つの観点から行うべ  
きものである」と判示しました。また、そ  
の後も、東京地裁平成24年8月28日判決、  
東京地裁平成25年2月28日判決等、これと  
ほぼ同旨の裁判例が見られます。

なお、これらの裁判例は、いずれも、定  
額の各種手当が残業代として認められない  
との結論を取っています。

以上の裁判例を前提とすると、各種手当  
が一定の時間分の残業代として認められる  
ためには、第4の①から④の要件に加え、  
以下のような点をクリアしておく必要があ  
ると考えられます。

① 手当の支給対象者に、残業が生じない  
者が含まれていないこと、及び、残業が  
生じている者については例外なく支給さ  
れていること

② 手当の支給根拠は「残業代の対価とし  
て」であること

残業代以外の目的、例えば、当該手当  
の支給根拠として、営業活動に伴う経費  
等が含まれている場合は、残業代として  
認められない可能性があります。

## 6 総括

以上のとおり、定額残業代制度を採用す  
ることにはメリットがありますが、採用す  
る際には、必要な要件を満たした制度設計  
に留意する必要があります。

万一、要件を満たさないまま定額残業代  
制度を採用した場合、後日、未払いの残業  
代を一括で請求される等のトラブルを招く  
リスクがありますのでご注意ください。

A… 評議が終わると判決ですか。  
弁… はい。裁判官が法廷で判決を宣  
告します。裁判員も立ち会いま  
す。判決の宣告により裁判員の  
職務は終了します。

## 3 裁判員の負担について

A… 裁判員は事件関係者から危害を  
加えられそうで怖いのですが。

弁… 裁判員の氏名や住所は公にされ  
ませんし、事件に関して裁判員  
に接触することも禁止されてい  
ますので、ご安心下さい。

A… 裁判が終わるまでにはどのくら  
いかかるのですか。

弁… 4日間前後が大半のようです。  
A… 1日の裁判は何時間行われるの  
ですか。

弁… 通常は5〜6時間程度です。  
A… 裁判員の職務が終わっても、他  
人に話してはいけないことがあ  
りますよね。

弁… はい。守秘義務があります。例  
えば、評議での裁判員や裁判官  
の意見や多数決の内容、被害者  
のプライバシー、裁判員の氏名  
等を漏らすことは禁じられてい  
ます。罰則もありますので注意  
してください。

A… 大きな負担ですね。国民の義務  
だから仕方ないとは思いますが、  
弁… 裁判員を経験された方の多くは  
有意義であったとの感想をお持  
ちのようですので、Aさんも頑  
張って頂けたらと思います。



## 知っておきたい改正ポイント

# 会社法改正 ― 5月から



弁護士 三好吉安

2014年6月20日に改正会社法（以下、「改正法」といいます）が公布され、本年5月1日に施行されました。

会社法という会社の根本を掌る法律だけに、実務に与える影響も小さくありません。この会社法改正のポイントを簡単に解説します。

### 1 役員に関する制度改正

今回の法改正で、最も関心を集めているのは、やはり役員に関する制度の改正でしょう。

#### (1) 上場会社等において社外取締役を置かない場合

近年、会社の不祥事が起こるたびに、コンプライアンス遵守のため、「外部の目」として、社外取締役の重要性が強調されるようになりました。一定の会社については、社外取締役の選任を義務付けるべきではないかという議論もなされましたが、結局、改正法では、義務付けは見送られました。

もともと、監査役設置会社（株式譲渡制限のない大会社に限り）で、有価証券報告書を提出している会社（以下「上場会社等」といいます）が社外取締役を置かない場合には、定時株主総会において、「社

外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならぬことになりました（改正法327条の2）。「社外取締役を置くことが相当でない理由」とは、社外取締役を置くことのデメリットがそのメリットを上回ることの説明を要するとされており、「社外監査役が2名いるから十分である」という説明だけでは、「相当でない理由」として不十分とされています（改正法施行規則）。

なお、少し会社法と離れますが、東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コード（本年6月1日適用開始）は、上場会社は、資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきであるとしています。

#### (2) 社外取締役の定義

上記のように、上場会社等では原則、社外取締役を置く必要が生じましたが、その「社外」の意味についても、改正法では変わっていますので注意を要します（この点は、上場会社等に限りません）。

これまで、親会社の取締役や使用人等も、「社外」性の要件を充たすとされてきましたが、このような者が社外取締役に変わったも、例えば親子会社間取引で公平な立場による監督を期待できないなどの意見があり、

改正法では、親会社の取締役や従業員等は、社外取締役に就けなくなりました。ただし、親会社を退職すれば、原則すぐに子会社の社外取締役にすることができます。

また、取締役、執行役又は重要な従業員、配偶者又は二親等以内の親族や、兄弟会社の業務執行取締役も、社外取締役にされないことになりました。

他方で、従前は、過去に一度でも、その会社や子会社の業務執行取締役や従業員だった者は社外取締役になれませんでした。が、今回の改正では、そのような場合でも、その地位から10年間離れていれば、原則として社外取締役にすることができるようになりました（改正法2条15号）。

また、「社外」監査役の概念についても同様の改正がなされました（改正法2条16号）。親会社の監査役は社外監査役になれません。

#### (3) 監査等委員会設置会社の新設

これまで上場会社等には、監査役会設置会社と委員会設置会社（改正法からは「指名委員会等設置会社」に名称変更）の2類型がありました。第3の機関設計として、監査等委員会設置会社の制度が設けられました。

我が国では、社外取締役が選任される例

は多くありませんでしたが、その理由の一つに、監査役会設置会社では、2名以上の社外監査役を選任しなければならないため（会社法335条3項）、さらに社外取締役を重複して選任することは会社にとって負担が重いという点が挙げられていました。

そこで、新制度では、社外取締役を中心とする監査等委員会に、業務執行をする取締役に対する監督をさせ、監査等委員をする取締役は3人以上として、その過半数は社外取締役でなければならないとしたうえで、その場合は監査役や監査役会を置かないことになりました（改正法327条4項、331条6項）。

なお、その会社の従業員は、監査等委員をする取締役にはなれず、監査等委員が置かれた場合、他の取締役の任期は1年以内に短くなります（改正法332条3項）。また、監査等委員は、その監督権限を行使するため、株主総会において、監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任及び報酬について意見を述べることがあります（改正法342条の2第4項、361条6項）。



## 2 多重代表訴訟等

### (1) 改正の趣旨

企業再編で持株会社や完全子会社が増加する中、親会社の株主が子会社の役員の仕事を追及できないという状態は親会社の株主の利益保護として十分ではないとの意見や、子会社の取締役の業務執行に対し、親会社株主の監督を及ぼすことでコンプライアンスを徹底すべきとの意見がありました。

そこで今回の改正では、完全親会社の株主が訴訟を提起して、完全子会社の役員の仕事を追及するという多重代表訴訟制度を新たに設けました。

### (2) 原告になることができる株主

多重代表訴訟制度で原告になることができるのは、6か月以上前から引き続き最終完全親会社等（完全親会社等、または、完全親会社等にも完全親会社等がある場合には、企業集団の最上位にある会社）の総株主の議決権の100分の1以上又は発行済株式の100分の1以上を保有する株主です。

株式譲渡制限がある完全親会社等の株主については、「6か月以上前から保有」という期間要件は不要です。

原則、このような株主が、完全子会社に対し、同子会社の役員の仕事を追及するように請求したにもかかわらず、同子会社が60日以内に責任追及のための訴訟を提起しない場合に、自ら多重代表訴訟を提起できます（改正法847条の3）。

### (3) 被告となる役員

多重代表訴訟で被告となる役員は、その責任が生じる原因となる事実が生じた日において、その株式の帳簿価格が最終完全親

会社等の総資産額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える完全子会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人若しくは清算人（以下まとめて「役員等」といいます）です（改正法847条の3第4項）。つまり、最終完全親会社等にとって重要ではない子会社の役員の仕事追及は除かれています。

### (4) 株式交換・株式移転に関して

株主は、役員等の仕事追及のため、代表訴訟を提起した後には株式交換・株式移転により完全親会社の株主になり、元の会社の株主でなくなったとしても、引き続き代表訴訟を続けることができます（会社法851条）。

改正法ではさらに、株式交換・株式移転前に代表訴訟を提起していなくても、株式交換・株式移転により完全親会社の株主になった者は、株式交換・株式移転前に生じた事実につき、元の会社の役員等の仕事追及するため、代表訴訟を提起できるようになりました。ただし、原則、株式交換・株式移転の効力が生じた日の6か月前から、元の会社の株式を保有している株主に限り、この「6か月前から保有」という期間制限はありません（同条2項）。

今後は、ある会社を、株式交換・株式移転により完全子会社とする前に、その会社の役員等につき、代表訴訟リスクがないか確認しておく必要があります。

## 3 組織再編に関する改正

### (1) 子会社の株式等の譲渡

会社がある事業を譲渡する場合には、株主総会における特別決議（会社法309条2項）による承認が必要ですが（会社法467条1項）。一方、会社が子会社の株式を譲渡する際は、単なる資産の譲渡として、取締役会決議で足りるとされてきました。このため、両社の間で取り扱いに均衡を欠くとの批判がありました。

そこで、改正法は、子会社の株式または持分の全部または一部を譲渡する場合も、株主総会の特別決議による承認を要することにしました。ただし、事業譲渡の場合と同様、譲渡する株式等の帳簿価格が親会社の総資産額の5分の1を超えていることが特別決議を要する条件とされ、また、その親会社が、譲渡の効力発生日において、その子会社の議決権の総数の過半数を有しないことも特別決議による承認を要する条件とされています（改正法467条1項2号の2）。

### (2) 組織再編の差止請求権

合併、株式交換など組織再編が法令または定款に違反している、株主が不利益を受けるおそれがある場合に、株主は、その組織再編をやめるよう請求できる制度が一般的に設けられました（改正法784条の2、796条の2、805条の2、これまでも一部はありました）。

ただし、取締役が単に一般的な善管注意義務に違反していることは、請求理由としての「法令違反」に含まれないので、そのような理由では差止請求ができないとされています。

### (3) 詐害的会社分割によって害される債権者の保護

これまで、会社債権者の意見を聴かずに会社分割をして、優良な資産や部門を新設した会社や別の承継会社に切り出すことが可能な場合がありました。その結果、会社債権者の利益が害された場合、このような行為につき、債権者が詐害行為取消請求権（民法424条）を行使できるか否かが曖昧でしたが、最高裁の平成24年10月12日判決が、その行使を認めました。

改正法は、この最高裁判決を法制化して、会社分割をする会社が債権者を害することを知って会社分割をした場合には、債権者は、会社分割により、新設会社や財産等を承継した会社に対して、承継した財産の価額を限度として、債務の履行を求めることができることを明確にしました（改正法759条4項、764条4項）。

### (4) 全部取得条項付種類株式の取得

全部取得条項付種類株式が、少数株主を締め出す（スクイーズアウト）ための手段として多用されていますが、組織再編と比べると、情報開示が不十分であったことから、会社が同株式を取得する際の事前開示及び事後開示の手続が設けられました（改正法171条の2、173条の2）。

## 4 やすく知る

以上が今回の会社法改正の主な事項ですが、これ以外にももちろん紙幅の都合でご紹介できなかった改正事項もたくさんあります。詳細は、弊所の各弁護士にお尋ねください。



# 民法改正法案

## 金利、時効、保証はこう変わる



弁護士 稲吉大輔

2015年（平成27年）3月31日、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が内閣で閣議決定され、同日、国会（衆議院）で受理されました。

### ▼改正法案の位置づけ

前回の原稿と重複するところはありませんが、今回の民法（債権法）の改正法案の位置づけについて、まず解説いたします。

民法（債権法）の改正については、①法務省に設置された法制審議会の民法（債権関係）部会で議論して答申を決定する過程、②法制審議会の答申を受けて法務省を中心に内閣で改正法案を作成し、閣議決定する過程、③改正法案を受理した国会で審議し、決議する過程、の3段階を経てその内容が確定することになります。

すでに、①法制審議会における議論は終了して、その結論として、2015年（平成27年）2月10日に、答申である「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定されています。さらに、②これを受けた民法

の改正法案が作成されて同年3月31日に内閣で閣議決定され、③同日、衆議院にて受理されており、現在、民法の改正法案については③の国会において審議する過程に入っている状態です。

従前、民法改正に関する報道等で取り上げられたのは、①の法制審議会の答申である「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」に向けた中間取りまとめである中間試案、最終取りまとめ（要綱）に向けた要綱仮案についてのものでした。②や③の過程ではなく、①の議論が注目されていた理由は、民法のような社会一般のルールについて、主として学者や法曹による熟慮の場として法制審議会が設置されており、その議論は国会においても軽視できないと考えられているからではないかと思えます。

ただし、法制審議会は全会一致を原則としているため、大多数の委員の賛同が得られた論点であっても一部の委員の根強い反対により要綱に盛り込めなかった事項もあり、法制審議会自体の限界も指摘されています。

また、改正法「案」は、今後の国会審議において修正される可能性もあることに留意が必要です。

### ▼具体的な改正例

改正法案の内容は多岐にわたりますが、その一部から、多くの方に関連する部分について、法案に沿って具体的な内容について紹介いたします。

#### i 法定利率について

現在、民法上の法定利率は年5パーセント（民法404条）、事業者同士の取引等の商行為に適用される商事法定利率は年6パーセント（商法514条）と定められています。

今回の改正法案では、商事法定利率が廃止され、民法上の法定利率を当面年3パーセント（改正法案404条2項）とし、3年ごとに1年未満の短期の銀行の貸付利率を基準として変動することとなりました（改正法案404条3項から同条5項）。

利息や遅延損害金の利率を契約書等で約定しなかった際には、改正法案によれば商取引に当たる場合でも、民法上の法定利率に基づく請求を行うこととなります。その際、どの利率で請求できるかが問題となりますが、改正法の施行前に利息が生じて

いた場合には、施行日以降の期間に発生する利息も合わせて現行の年5パーセント又は年6パーセントで請求できます（改正法案附則15条）。また、施行後も利息が発生した時点での利率で請求することができ、仮にその後の法定利率の変動があっても、最初の時点における利率に固定されることとなります。

法定利率は、いくらの利率の利息を控除するかという点で、交通事故等の人身損害のうち逸失利益の算定額への影響があります。たとえば、40年間就労可能な状態で後遺障害等により年収100万円分働けなくなった場合、その逸失利益は現在でも年100万円×40年の計算式ではなく、年100万円×40年間の法定利率5パーセントのライブニッツ係数17・159の計算式により算定しています。

これは毎年100万円を40年間受け取れなくなったという損失は、1年後の100万円、2年後の100万円、・・・、40年後の100万円それぞれを受け取れなかったという損失が積み重なったものであり、将来の100万円と現在の100万円の価値は異なることを前提に計算している



ものです。

これが3パーセントになると40年間の3パーセントのライブニッツ係数は23.115ですから、前記の例では、40年間の合計で595万6000円の違いが生じます。

また、中間利息の控除の利率として法定利率を採用する考え方は、判例上確立した考え方でしたが、改正法案722条、同417条の2において、法定利率を採用することが定められ、その際に採用される法定利率は請求権が発生した際の利率と明示されました。

## ii 時効について

時効は、土地を一定期間占有していると所有権を取得するような取得時効と、一定期間請求を怠っていることにより債権が消滅してしまう消滅時効とがありますが、今回は消滅時効のみが改正の対象とされています。

時効期間については、現在、民法上の短期消滅時効（現行169条から174条まで）、民法上の債権一般の消滅時効（現行167条）、商事消滅時効（商法522条）と様々な定めがありますが、これらを統一して、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、債権者が知らなくとも客観的に権利を行使することができる時から10年間となります（改正法案166条）。

また、生命身体が害されたことによる人身損害の損害賠償請求権の時効期間については、契約上の責任、不法行為責任のいずれかを問わず、債権者が知った時から5年間、客観的に権利を行使することができ

る時から20年間とされました（改正法案167条、724条の2）。

なお、人身損害を伴わない不法行為責任一般は、現状のままです（知った時から3年間、不法行為時から20年間）。

従前、時効については、一度時効期間がリセットされることを「中断」といい、時効期間がリセットされないものの時効が完成しないことを「停止」としていましたが、「中断」を「更新」と、「停止」を「完成の猶予」と名称を変更して、判例も踏まえて再構成されました。

再構成に加えて、「完成の猶予」として、当事者間で権利について協議を行う内容の合意を書面で行うことにより1年間（再度書面による合意を繰り返すことにより最長5年間）、時効の完成が猶予される制度（改正法案151条）が導入されました。従前、時効完成を防ぐために回収可能性を度外視して法的手続を行っていたような事案での活用が想定されています。

## iii 保証について

保証に関し、個人がリスクを十分に認識しないまま保証人となり、重い責任を負うことによる弊害が指摘されており、この弊害を防ぐべく改正法案で手当てされています。

個人の根保証については、平成16年の民法改正で主たる債務が貸金等の場合に限って極度額を定めなければならぬこととなつていますが、今回の改正法案では主たる債務の限定を外し、個人の根保証一般について極度額を定めることになりました（改正法案465条の2）。ただし、元本確

定期日の定め等の一部の規律については従前どおり主たる債務が貸金等の場合に当たる個人貸金等根保証契約に限定されることとなります。

根保証ではない保証であっても、事業に関する貸金等を主たる債務とする保証契約を締結する場合には、事前に保証人が公証人に保証債務を履行する意思を口授して公正証書を作成しなければならぬこととなります（改正法案465条の6）。一時期報道されたような第三者保証の禁止ではなく、第三者保証の場合には公正証書の作成を要するということになっていきます。さらに、経営者保証のような一定の場合には、公正証書の作成が不要とされています（改正法案465条の9）。

事業のために負担する債務を主たる債務とする保証を個人に委託する場合には、主債務者において財産及び収支の状況等について情報提供をしなければならぬとされ、これを怠った場合には債権者の認識如何では保証契約を取り消すことができることされており、この点も留意が必要です（改正法案465条の10）。

## iv 約款規制について

約款とは一般に保険、運輸等の不特定多数の利用者の予定される契約について画一的に取り扱うために定められた契約条項をいいます。

今回の改正法案では民法の第三編・第二章契約第一節総則に第五款定型約款を新たに設けて、約款の個別の条項について合意が成立する場合（改正法案548条の2）、定型約款の内容を示さなければならない場

合（改正法案548条の3）、変更した定型約款の内容につき既存の利用者にも効力を及ぼすための手続（改正法案548条の4）を定めています。利用者については、一般に消費者が多いのですが、今回の対象となるのは「不特定多数の者を相手方として行う取引」である定型取引とされ、企業間取引も対象となるため、消費者に限られません。

報道で注目された不当条項の約款規制は、改正法案548条の2第2項に盛り込まれており、利用者の権利を制限したり、義務を加重したりする条項のうち、信義則に違反して利用者の利益を一方的に害すると認められるものについては、その条項に従うという合意が成立しなかったものとみなされます。その結果、その条項に関する部分は原則に戻って慣習や民法等が適用されることとなります。

事業者を含めて約款を用いて取引を行っている場合には、改正法の内容に応じて、利用者への対応や書面の整備、約款の内容の再検討、約款変更時の周知方法について整備する必要があります。

## ▼最後に

今回の民法改正法案の内容は債権法を全面的に見直す内容となっており、誌面の関係で紹介できなかった内容も多く含まれています。内容や施行時期については国会の審議を経るまで確定しませんが、改正法の成立後、改めて、改正法施行に向けた対応の留意点について解説いたします。



# 新しいタイプの商標



弁護士・弁理士  
犬飼 一博

## 1 とある企業の代表者Aさんからの相談

Aさん「先生、今日は商標のことについて相談があります。最近、商標法が改正になり、音や色彩が商標登録できるようになったと聞きました。それであれば、我が社もCMで使っているフレーズを商標登録したいと思っているのですが、本当にそんなことはできるのでしょうか」

Aさんからお話のあったとおり、特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号）により、平成27年4月1日から商標法が改正され、色彩のみからなる商標、音商標など、これまで商標として登録し、保護することができなかった商標について登録をすることができるようになりました。

今回は、商標法の改正により登録が可能となった新しいタイプの商標についてご説明します。

## 2 商標の改正

### (1) 改正の背景

欧米等では、色彩や音といった、我が国では保護していない「新しい商標」を既に保護対象としていました。実際に、こうした海外諸国において、日本の企業が出願や権利取得を進めるケースも増加しており、我が国における保護ニーズも顕在化していました。

また、近年のデジタル技術の急速な進歩、商品やサービスの販売戦略の多様化に伴い、企業等は自らの商品またはサービスのブランド化に際し、文字や図形等からなる伝統的な商標だけでなく、「動き」や「音」等からなる非伝統的商標も用いるようになっていました。

そのような中で、日本の商標法についても、「動き」や「音」等からなる新しいタイプの商標を保護の対象とする運びとなりました。

そして、これまで保護の対象ではなかった新しいタイプの商標についても、商標登録することによって、侵害行為に対する差止請求や損害賠償請求といった権利行使が可能になるほか、「マドリッド協定議定書」の仕組みを利用して、複数国への一括出願が可能になり、海外での商標登録が今までよりも容易になるといったメリットが考えられます。

日本では、平成27年4月1日から新しいタイプの商標の出願が可能となりましたが、同日一日だけで、電子出願及び書面出願合計して481件もの出願がありました。

### (2) 新しいタイプの商標とは？

では、具体的にどのようなものが新しいタイプの商標として保護の対象となったのでしょうか。今回の商標法改正により、新たに登録が可能となったものは、以下の5つになります。

- ① 動き商標
- ② ホログラム商標
- ③ 色彩のみからなる商標
- ④ 音商標

### ⑤ 位置商標

以下、上記5つの新しい商標について具体的に説明します。なお、改正法の施行前から、不正競争の目的を伴うことなく新しいタイプの商標（位置商標を除きます）を現に使用している場合には、商標登録を行わなくても、改正法施行後も継続して、改正法施行の際に使用している商品等に係る業務範囲内でその商品等について商標を使い続けることができます（継続的使用権といえます）。

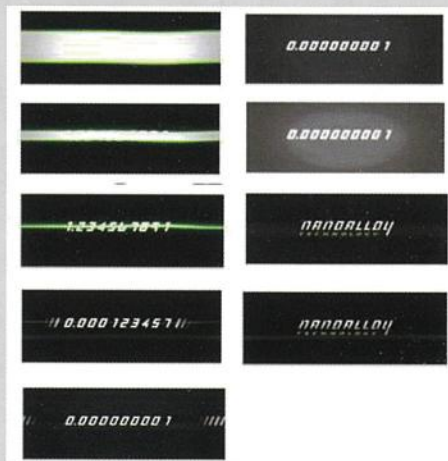
また、改正法施行の際に、使用している商標が需要者の間に広く認識されている場合には、上記業務範囲にかかわらず、継続してその商品等について商標を使い続けることができます。

### (3) 動き商標

動き商標とは、文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標のことをいいます。例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形などがこれに該当します。

現在、実際に出願されているものとしては、例えば、以下のようなものがあります。

・東レ株式会社（商願2015-029812）。



なお、動き商標として保護されるのは、文字や図形等が時間の経過に伴って変化（変化には移動も含まれます）する商標となりますので、変化の対象である文字や図形等が必ず商標の構成要素となります。したがって、文字や図形等を商標の構成要素としない単なる動きそのものは、今回の法改正では保護対象としていない点は注意が必要です。

### (4) ホログラム商標

ホログラム商標とは、文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標のことをいいます。ホログラムとは、レーザーを使って記録した立体画像のことで、見る角度によって文字や図形が変化して見えるもので、例えば私達がよく目にするものとして紙幣にも施されています。

下図のそれぞれ右下に付されている番号は、見る角度により表示される内容を説明するためのものであり、例えば、下図ホ



ログラムを左側から見た場合には図1、正面から見た場合には図2、右側から見た場合には図3のように見えるように、見る角度によって表示される文字と図形が異なるものです。



### (5) 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標とは、単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標のことをいいます。

例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩などがこれに該当します。

平成27年4月1日時点での出願数は、電子出願及び書面出願合計して481件でしたが、このうちもっとも多い合計192件がこの色彩のみからなる商標でした。

現在、実際に出願されているものとしては、例えば、以下のようなものがあります。

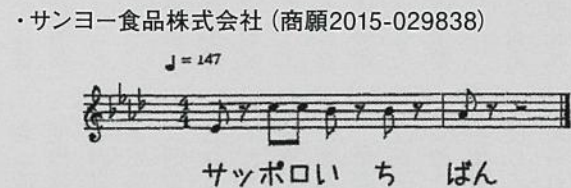


色彩のみからなる商標が商標登録された場合、その商標を独占的に使用することができる範囲(専有権の範囲)は、図形等と結合していない色彩そのものとなります。このため、商品の形状等に応じて、輪郭なく色彩を使用することができます。また、色彩のみからなる商標は、登録された色彩そのものが独占的に使用することができる範囲となります。

### (6) 音商標

音商標とは、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のことをいいます。例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音などがこれに該当します。

現在、実際に出願されているものとしては、例えば、以下のようなものがあります。



・エプソン販売株式会社(商願2015-029977)



なお、音商標は、あくまで聴覚で認識されるものだけを保護の対象としますので、例えば動画のような音と文字や図形等の動きを組み合わせた商標については、今回の法改正では保護

の対象とはなっていません。

### (7) 位置商標

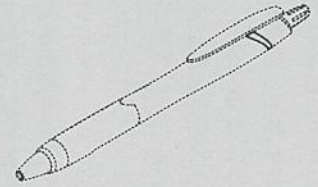
位置商標とは、文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標のことをいいます。

現在、実際に出願されているものとしては、例えば、以下のようなものがあります。

・三菱鉛筆株式会社

(商願2015-029866)

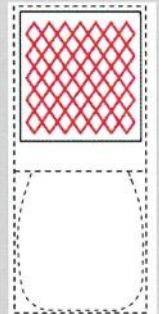
ボールペンの軸の上部部分の周縁に付された図形部分が出願された位置商標になります。



・キューピー株式会社

(商願2015-029959)

赤い太線からなる網の目状の部分が出願された位置商標になります。



位置商標は、色彩のみからなる商標とは異なり、図形等を商品等の特定の位置に付するものですので、仮に図形等に色彩を付したものを位置商標として商標登録したとしても、独占的に使用することができる範囲は、「特定の輪郭を有する図形等」となります。このため、商品等に使用する際には、必ずその輪郭を有する図形等で使用しないと当該位置商標を使用していることになりませんので、注意が必要です。

また、位置商標は、色彩のみからなる商標とは異なり、多少図形等の色彩を変えたとしてもそれが登録商標と類似する範囲内のものであれば、独占的に使用することができる範囲として認められます。

## 3 企業のブランド戦略の推進

本稿では、実際に出願されているものを例に挙げて新しいタイプの商標を紹介させていただきましたが、その他の出願情報については「特許情報プラットフォーム」にて検索することができます。

今回の商標法の改正は、多くの企業において、文字や図形といった伝統的な商標のみならず、音や色彩などの新しいタイプの商標が企業のブランドを表すものとして機能していることに鑑み、これらを適切に保護し、企業の多様なブランド戦略を支援するための法改正といえます。

また、今回の商標の改正では、一部の諸外国では登録が認められている「におい」や「味」については保護の対象とはなりませんでしたが、もっとも、これらを含む新たな保護対象の追加についても、今後の国際的な動向や企業等のニーズを踏まえて追加されることも考えられます。

さらに、新しいタイプの商標の出願書類には、これまでの伝統的商標とは異なる記載が要求されることから注意が必要です。当事務所では2名の弁理士資格を有する弁護士が在籍し、また、外部の特許事務所とも連携して、商標等の出願を含めて知的財産法部門の強化を図っています。ご不明点がありましたら、お気軽にご相談下さい。



# マイナンバー制度 来年1月から

～ポイント解説～



弁護士  
松嶋 依子

## 第1 はじめに

住民票を持つている者全員を対象とし、個人を特定することが可能となる「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が、平成28年1月より、全面的に施行されることとなります。

マイナンバー制度の導入により、日本国に住民票を置いていた誰もが、12桁の番号を持つこととなります。また、事業者は、個人・法人を問わず、雇用している従業員（パート、アルバイトを含む）やその家族のマイナンバーを取得し、社会保険関係の書類等に記載し、関係機関へ提出することを要しますし、また、社外の者に対する報酬等の源泉徴収票等においても同様の手続が必要となります。

このように、マイナンバー制度は、個人・法人を問わず、日本国内に住んでいる皆さんに関係する制度です。

今回は、マイナンバー制度に関するポイントを解説させていただきます。

## 第2 マイナンバー制度の 根拠法律

### 1 マイナンバー関連4法について

マイナンバー制度の根拠となる法律（マイナンバー関連4法）は次のとおりです。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律
- ・地方公共団体情報システム機構法
- ・内閣法等の一部を改正する法律

平成24年にマイナンバー関連3法案が国会に提出されましたが、衆議院解散により廃案となり、その後、平成25年に前記のマイナンバー関連4法案として審議され、成立しました。

### 2 マイナンバー法と個人情報保護法との 関係

マイナンバーは、原則として、個人情報保護法における個人情報に該当するため、個人番号の取扱いについては、個人情報保護法の適用を受けることになり、マイナンバー法は個人情報保護法の特別法にあたります。

※個人情報保護法①個人の情報保護に関する法律、②行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、③独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

従って、マイナンバーを含む個人情報の取扱いに関する両法の適用関係は次のとおりとなります。

ア マイナンバー法で規定がある場合

↓ マイナンバー法適用

イ マイナンバー法により個人情報保護法

の規定の読み替えまたは適用除外がされている場合

↓ 読み替え後の個人情報保護規定適用

ウ マイナンバー法に規定がない場合

↓ 個人情報保護法適用

なお、民間の事業者については、個人情報保護法（前記①）の適用を受けるのは、体系的に整理された個人情報（5000件以上保有する者に限られます）で、それ以外の事業者については個人情報保護法の規制に服することはありませんが、マイナンバー法については前記のような限定はありませんので、全ての事業者に適用されることとなります。

## 第3 マイナンバー制度の 概要について

### 1 マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての人に、1人1つの番号（12桁）を付すことにより、社会保障、税、災害対策分野において、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認を行うために活用される制度です。

法人についても、1法人に1つの番号（13桁）が付されることとなります。

なお、マイナンバー制度は、各行政機関がそれぞれ保有している情報を照会・提供すること可能とするものであり、特定の行政機関が情報を二元的に管理するのではなく、国家による情報の二元管理を認めるものではありません。

### 2 制度導入の趣旨

マイナンバー制度の趣旨は次のとおりです。

①より正確な所得の把握が可能となり、社会保障・税の給付と負担の公平化が図られる

②社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる

③ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性の向上

④積極的な情報提供による行政サービス

⑤大規模災害時における被災者支援

### 3 今後のスケジュール

①通知カードによるマイナンバーの通知  
マイナンバー（法人番号含む）は、平成27年10月頃、それぞれに通知されます（マイナンバー法附則1本文）

具体的には、市町村長から各個人宛にマイナンバーを本人に通知する際、通知カード（個人番号、生年月日、性別、氏名、住所が記載されたカード。紙製の予定）が送付されることとなります（マイナンバー法7条1項）。

また、通知カードの交付を受けた人は、申請すれば、個人番号カードの公布を受けることが可能です（マイナンバー法17条）。個人番号カードは、個人番号、生年月日、性別、氏名、住所、本人の顔写真等が記載されたICチップ付のカードです。

②マイナンバーの利用  
その後、平成28年1月から、順次、社会保障、税、災害対策における行政手続でマイナンバーが利用されることとなります。

## 第4 事業者と マイナンバー制度

### 1 事業者によるマイナンバーの取得・ 必要書類への記載

先に述べたとおり、事業者は、その規模、また、法人・個人を問わず、従業員（パート、アルバイトを含みます）を雇用しているの



であれば、その従業員やその家族のマイナンバーを取得し、社会保険関係の手続書類や源泉徴収票等の書類に記載し、関係機関へ提出することが必要となります。

また、税分野に関する手続では、報酬等の源泉徴収票等の調書を提出するために、従業員以外の者（税理士、地主等）のマイナンバーを取り扱う場面も生じます。

事業者がマイナンバーを記載することになる書類の例は次のとおりです。

### ① 社会保障分野

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届／報酬月額算定基礎届／報酬月額変更届／健康保険被扶養者（異動）届／健康保険・厚生年金保険産前産後休業／育児休業等取得者申出書・終了届／国民年金第3号被保険者関係届

### ② 税分野

給与取得の源泉徴収票 給与支払報告書／退職所得の源泉徴収票 特別徴収票／報酬料金、契約金及び基金利息の支払調書／不動産の使用料等の支払調書／不動産等の譲受の対価の支払調書

## 2 事業者が注意すべきこと

それでは、事業者は、従業員等のマイナンバーを取り扱う際に、どのような点に注意する必要がありますのでしょうか。

事業者の注意事項については  
①取得、②利用・提供、③保管・廃棄、④安全管理措置

(1) ①取得  
利用目的の通知又は公表

事業者によるマイナンバーの取得は、マイナンバー法で認められた税と社会保険の手続き

に使用する場合にのみ可能であり、それ以外の目的のために取得することはできません。たとえば、自社の顧客を管理するためにマイナンバーの提供を受けることは認められません。

そして、事業者がマイナンバーを取得する際には、あらかじめ、利用目的（例 源泉徴収作成事務のため等）を特定して、通知又は公表する必要があります。通知公表の手段としては、メール、社内掲示板やイントラネットへの掲載、就業規則への明記等により行うことが考えられます。

### イ 取得時の本人確認

事業者は、マイナンバーを取得する際、原則として、マイナンバーと共に、本人確認を実施する必要があります。他人のなりすましを防止する趣旨によるものです。本人確認時に必要となる書類は次のとおりです。

・ 個人番号カードの提示 ↑ 1枚で、マイナンバー・身元の確認可能  
・ 通知カードもしくは住民票（番号付き）  
・ 運転免許証もしくはパスポート

### (2) ②利用・提供

事業者がマイナンバーを取得する際、社会保障、税といったマイナンバー法で定められている目的のみに限られることは先に述べたとおりですが、事業者は、従業員等から取得したマイナンバーを利用目的以外に利用提供することはできません。たとえば、事業者が、社内での管理の便宜のため、マイナンバーを社員番号として利用することは、法律上禁止されています。なお、従業員等の同意があったとしても、マイナンバーの利用目的

が、社内の利用、提供をすることはできません。この点について、事業者は、社内において従業員に対して周知する必要があります。

③保管・廃棄

事業者は、従業員等から取得したマイナンバーを含む個人情報について、必要がある場合だけ保管をし続けることが可能であり、必要がなくなったら廃棄する必要があります（例 翌年度以降も継続的に雇用契約が認められる場合、法令により一定期間保存が義務づけられている場合）。

そのため、事業者は、社内において、マイナンバーを含む個人情報の破棄又は削除についてのルールを定め、取扱担当者に当該ルールを遵守させる必要があります。

また、マイナンバーを含む個人情報の保管については、廃棄又は削除を前提とし、年や年度毎でのファイリング等工夫をした方がよいでしょう。

### (4) ④安全管理措置

事業者は、取得したマイナンバー、また、マイナンバーを含む特定個人情報の漏洩等しないように、安全管理措置を講じる義務を負っています。かかる義務を果たすために、事業者は取扱担当者と取扱事務範囲を明確にし、担当者以外の者が取り扱いを行ったりすることのないようにする必要があります。

安全管理措置の具体的方法については決まっておらず、事業内容や規模（従業員数、支店数）に応じて適切な方法を講じれば足りるとされています。例えば、従業員が数名しかない事業者に対して情報管理を電子的な方法で行うことなどが求められている訳ではなく、鍵付き冊で保管する等といった措置で足りると考えられます。

## 3 事業者の準備スケジュール

これまで、マイナンバー制度が採用されるこ

とで事業者に求められる措置や注意事項についてお話ししてきましたが、事業者としては、具体的にどのように準備を進めていくのがよいか、以下、準備スケジュールの一例を紹介致します。（スケジュール例）

平成27年

～9月

・ 社内規程、ITシステムの見直し等、安全管理措置の実施

・ 従業員に対する研修等の社内教育

10月～

・ 従業員等からのマイナンバー取得開始

・ 問い合わせ対応

平成28年

1月～

・ 申請書・申告書 調書等の順次番号記載

※税分野の手続は平成28年分として、主として平成29年2、3月の確定申告期に実施

※短期のパート、アルバイトの報酬の支払等

では、平成28年1月以降、早期にマイナンバーの取得、関係書類への記載が必要

## 第5 終わりに

マイナンバー制度については以上のとおりですが、紙面の都合上、同制度のポイントに絞って説明いたしました。なお、本寄稿は平成27年5月時点で公開されている情報を基に作成しております。今後の情勢如何によつてはマイナンバー制度の実施内容や時期等に変更がある場合も想定されますが、その点についてはご容赦頂きますようお願い致します。マイナンバー制度に関するご質問や、制度導入に伴う規程策定等のご要望等がございましたら、ぜひ、弊所までご連絡下さいませ。



# 小学生の児童が他人に損害を加えた場合の親権者の責任

(平成27年4月9日最高裁判決)



弁護士 飯田 亮 真

## 1 本判決の事案

### (1) 事案の概要

A(当時85歳)は、自動二輪車を運転して小学校の校庭横の道路を進行していた。校庭からサッカーボールが転がり出てきたため、Aはこれを避けようとして、転倒して負傷し(以下「本件事故」という)、その後死亡するに至った。

Aの相続人であるXらが、サッカーボールを蹴った児童B(当時11歳)の親権者であるYらに対し、不法行為(民法709条)又は監督義務者の責任(民法714条1項)にもとづき、損害賠償請求した。

### (2) 具体的な事実関係

#### ア 現場の状況

Bは、本件事故当時、C小学校に通学していた。

C小学校は、放課後、児童らに対して校庭を開放しており、同校庭の南端近くには、ゴールネットが張られたサッカーゴール(以下「本件ゴール」という)が設置されていた。

本件ゴールの後方約10mの場所には門扉の高さ約1.3mの南門があり、その左右には校庭の南端に沿って高さ約1.2mのネットフェンスが設置されていた。

また、校庭の南側には幅約1.8mの側溝を隔てて道路(以下「本件道路」という)があり、南門と本件道路との間には橋が架けられていた。

#### イ 本件事故の発生

Bは、平成16年2月25日の放課後、C小学校校庭において、友人らと共にサッカーボールを用いてフリーキックの練習をしていた。

Bが、同日午後5時16分頃、本件ゴールに向かってボールを蹴ったところ、そのボールは、校庭から南門の門扉の上を越えて橋の上を転がり、本件道路上に出た。

折から自動二輪車を運転して本件道路を東から西方向に進行してきたAは、そのボールを避けようとして転倒した。

Aは、本件事故により、左脛骨及び左腓骨骨折等の傷害を負い、入院中の平成17年7月10日、誤嚥性肺炎により死亡した。

Aは、本件事故当時、満11歳11ヵ月の男子児童であり、責任を弁識する能力がなかった。Yらは、Bの親権者であり、危険な行為に及ばないように日頃からBに通常のしつけを施していた。

### (3) 訴訟の経過

第一審(大阪地裁平成23年6月27日判決)は、現場の状況

からして、ボールの蹴り方次第ではボールが本件道路上まで飛び出し、本件道路を通行する二輪車等に急制動等の急な運転動作を余儀なくさせることによって、これを転倒させる等の事故を発生させる危険性があり、その危険性を予見することは十分可能であったから、Bに過失が認められるとしつつ、Bが当時11歳の児童であり責任能力がない(民法712条)ことから、Yらはその監督義務者として、民法714条1項にもとづき損害賠償責任があるとして、Xの訴えを一部認容した。

原審(大阪高裁平成24年6月7日判決)も、校庭でサッカーをする者は、道路の交通を妨害しないよう注意義務を負っていたとして、Bの過失を認め、Xらの請求を一部認容した。

これに対し、Yらが上告した。

## 2 本判決の内容

原判決を破棄し、Xらの請求を棄却。

本件の事実関係によれば、満11歳の男子児童であるBが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが本件道路に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったといえることができる。Bは、友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置されていた本件ゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、このようなBの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為である。また、本件ゴールにはゴールネットが張られ、その後方約10mの場所には本件校庭の南端に沿って南門及びネットフェンスが設置され、これらと本件道路との間には幅約1.8mの側溝があったのであり、本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であったものとはみられない。本件事故は、Bが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが南門の門扉の上を越えて南門の前に架けられた橋の上を転がり、本件道路上に出たことにより、折から同所を進行していたAがこれを避けようとして生じたものであって、Bが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もつかげられない。

責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下のない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照ら



すと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって、たまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。

Bの父母であるYらは、危険な行為に及ばないように日頃からBに通常のしつけをしていたというのであり、Bの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。そうすると、本件の事実関係に照らせば、Yらは、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである。

### 3 解説

#### (1) 責任無能力者の監督義務者の責任

故意又は過失によって、他人の権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(いわゆる不法行為。民法709条)。

しかし、仮に故意又は過失によって他人の権利を侵害した場合であっても、当該行為を行った者が未成年者であって、かつ自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、損害賠償責任を負わない(民法712条)。

すなわち、自己の行為の責任を弁識する知能(これを「責任能力」という)がない未成年者は、仮に不法行為を行っても、損害賠償責任を負わない。

もっとも、未成年者であれば直ちに責任能力がないと判断されるのではなく、行為者の具体的な判断能力に即して個別的に責任能力の有無が判断されるが、小学校を卒業する年齢である12歳に達しているか否かが、一応の目安とされている。

本件でも、Bは本件事故当時11歳であり、責任能力がないとされている。

しかしこれだけでは、責任能力のない加害者の行為によって損害を受けた被害者は、一切その救済を受けられないことになってしまう。

そこで、不法行為を行った者に責任能力がない時は、当該行為者を監督する義務を負う者が、その損害を賠償する責任を負うとされている(民法714条1項本文)。

ただし、監督義務者が、監督義務を怠らなかつたとき、又は監督義務を尽くしていても損害が生ずべきであったときは、監督義務者も損害賠償責任を負わない(民法714条1項但し書き)。

一般に、未成年者の場合、その親権者が子を監護・教育する義務を負う(民法820条)ことから、責任能力のない未成年者が不法行為を行った場合、当該未成年者の親権者が、監督義務者として責任を負うこととなる。

#### (2) 本判決のポイント

本件において、C小学校では、放課後、児童に校庭を開放しており、使用可能な状態で本件ゴールが設置されていた。

また、本件ゴールの後方約10mの場所には南門及びネットフェンスがあり、さらにこれらと本件道路との間には幅約1.8mの側溝があった。

これらの事実を前提に、本判決は、Bがボールを蹴った行為について、①本件校庭の日常的な使用法として通常の行為であること、②ボールが本件道路上に出ることが常態であったとはみられないこと、③Bが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情がうかがわれないことから、「通常は人身に危険が及ぶような行為であるとは言えない」としている。

そして、「親権者の直接的な監視下でない子の行動」については、「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合」には、原則として「子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない」と述べる。

そのうえで、Yらは、Bに対して危険な行為に及ばないように日頃から通常のしつけをしていたことから、民法714条1項但し書きにいう「監督義務者がその義務を怠らなかつたとき」に該当し、Yらは損害賠償責任を負わないと判示した。

すなわち、本判決において、親権者の直接的な監視下でない子が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって人身に損害を生じさせた場合、親権者において、子の監督義務を怠らなかつたと評価される場合があることを示した点がポイントである。

#### (3) 本判決の意義

責任能力のない未成年者の行為について、その親権者が監督義務者としての責任を問われる場合、親権者としては「監督義務を怠らなかつた」ことを主張・立証すれば免責される(民法714条1項但し書き)。

もっとも、親権者の子に対する監督義務は、具体的状況下で結果発生を回避するために必要とされる監督行為をすべき義務にとどまらず、未成年者の生活全般についてその身上を監護し教育すべき包括的な義務を意味するものと解され、かかる義務を尽くしていたことを立証することは、通常きわめて困難であるとされてきた。

そのなかで、本判決が、責任能力のない未成年者の行為について、その親権者が監督義務を怠らなかつたと評価される場合があることを示したことには大きな意味があると思われる。

本判決は、本件の具体的事実即ちに即してなされたものであって、一般論として親権者の監督義務が尽くされたことと評価できる要件を述べたものではなく、その先例的価値は限定的である。

とはいえ、本判決は、民法714条1項但し書きの適用について一石を投じたものであるといえ、今後の裁判例の蓄積が待たれるところである。



爪の病気としては、巻き爪や爪白癬（はくせん）などがあります。

巻き爪は深爪をして巻き爪になりますのでなるべく指の中まで深爪をしないようにしましょう。爪はなるべくやすりで削るほうがよいのです。足の親指は特に気を付けましょう。削り方としては、指に平行に削り、端をあまり深く削らないことです。

巻き爪の治療法はプラスチックの爪を付けたり、形状記憶合金のワイヤーを付けて直線に戻す手術があります

が、局所麻酔が必要です。爪の端を切りすぎると、端に切れ端が残ってそこから細菌が侵入し、癬疽（ひょうそ）になることがあるから気を付けましょう。

爪白癬は半年ほど白癬菌専用の抗生剤を服用すればよくなります。爪のあま皮は爪を乾燥から守っていますので、むやみに剥がしたり押し込んだりしないほうが良いのです。爪の三日月は爪母（そうぼ）と言います。爪母の大小は健康には関係がありません。

## 留学のご挨拶

弁護士 渡部 真樹子

今夏より、アメリカ・ノースカロライナ州のDuke大学に留学することになりました。1年間ロースクールにて勉強し、その後、現地の法曹資格を取得した上、海外の事務所での研修の予定です。

世界は日々「小さく」「身近に」なってきており、ビジネスや、場合によっては家族関係、相続問題等で、海外と接

点をもたれる方々もいらっしゃるかと存じます。留学とその後の研修で、渉外法務に関する幅広い知識、経験、ネットワークを蓄積し、皆様のお役に立てればと考えております。

皆様には、ご迷惑をお掛けすることも多くあろうかと存じますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆ 顧問先様用Eメール相談

[consul@umegae.gr.jp](mailto:consul@umegae.gr.jp)

弁護士法人

## 梅ヶ枝中央法律事務所

- 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号  
〒530-0047 梅田プラザビル4階  
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074
- 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号  
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル3階  
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738
- 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路 upper 鶏鉾町480番地  
〒600-8491 オフィスワン四条丸丸1002号室  
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374  
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

山田 庸男  
t-yamada@umegae.gr.jp

林 醇  
a-hayashi@umegae.gr.jp

二宮 誠行  
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充  
masuda@umegae.gr.jp

三好 吉安  
miyoshi@umegae.gr.jp

細川 敬章  
hosokawa@umegae.gr.jp

河合 順子  
j-kawai@umegae.gr.jp

梁 栄文  
ryo@umegae.gr.jp

松嶋 依子  
matsushima@umegae.gr.jp

氏家真紀子  
ujiie@umegae.gr.jp

岩田 和久  
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史  
mori@umegae.gr.jp

上杉 将文  
uesugi@umegae.gr.jp

渡邊 雅文  
m-watanabe@umegae.gr.jp

中世古裕之  
nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作  
nisimura@umegae.gr.jp

西原 和彦  
k-nisihara@umegae.gr.jp

稲吉 大輔  
inayoshi@umegae.gr.jp

大森 剛  
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子  
ochi@umegae.gr.jp

松尾 友寛  
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏  
hayashi@umegae.gr.jp

犬飼 一博  
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子  
watanabe@umegae.gr.jp

飯田 亮真  
iida@umegae.gr.jp

松浦 真弓  
matsuura@umegae.gr.jp

## 公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

### 振込口座

- |                    |              |               |                     |
|--------------------|--------------|---------------|---------------------|
| □ 三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店 | 普通預金 0175756 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |
| □ 池田泉州銀行 堂島支店      | 普通預金 106036  | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |
| □ ゆうちょ銀行 四一八支店     | 普通預金 4878695 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |